

福8委第183号

松島町第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定業務委託

仕様書

令和8年8月

松島町町民福祉課

業務仕様書

1. 業務の名称

福8委第183号松島町第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定業務委託（以下「本業務」という）

2. 業務の目的

本業務は障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法及び障害者差別解消法等の関係する法律に基づき、本町における障害者の状況等を的確に把握し、本町が取り組むべき課題や障害者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める「第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」として策定することを目的とする。

なお、業務の推進にあたっては、同時期に策定する松島町高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画等の関係計画との整合性を図ることとする。

3. 業務の履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 提出書類

受託者は本業務に着手する前に次に掲げる書類を提出する。

- 1) 業務委託契約書
- 2) 課税事業者・免税事業者届出書
- 3) 着手届及び業務工程表
- 4) 業務責任者・業務担当者等通知書（経歴書添付）
- 5) 契約保証金の納付又は契約保証金免除申請書
- 6) 業務責任者が保有すべき同種業務受託実績を証明する書類
- 7) JISQ15001(Pマーク)を取得していることを証明する認定証の写し
- 8) その他必要書類

5. 配置技術者

本業務において、専門的な立場で障害者福祉施策について提言出来る業務責任者（1名）、業務担当者（1名）を配置するものとし、本業務の着手前に次の事項を証明する書面（契約書の写し）と合わせて配置担当者届を発注者に提出するものとする。

また、本業務の総括責任者となる業務責任者は、同種業務の実績を有する者とする。

（1）同種業務の定義は、以下のとおりとし、いずれも宮城県内の受託実績とする。また受託実績の同種業務（市町村障害者計画、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の策定若しくは策定支援業務）はすべて過去5年以内（令和3年度～令和7年度に業務完了）のものとする。

（2）本業務中に選任した配置技術者を変更すべき事由が生じた場合には、発注者に速やかに申し出、その許可を得た上で配置技術者変更届を提出するものとする。

6. 貸与資料及び情報セキュリティポリシーの遵守、情報処理遂行体制

本業務を遂行するため、発注者が保有する資料が必要な場合には、業務責任者または担当技術者に、借用書と引き換えに貸与するものとする。

受託者は、本業務において発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録がなされているとともに、機密保持に関する社内規程を設けていることとする。

7. 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に発注者と密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

8. 完了検査

受託者は、業務実施成果品を発注者に提出し、発注者による検査を受けるものとする。その結果、成果品について本仕様書及び打合せ協議による発注者の要求を満たさない場合には、速やかに修正等を行うものとする。

9. 納品

受託者は、本業務を確実に遂行し、期間内に成果品を納入する義務を負う。成果品に、受託者の責めに帰すべき瑕疵が認められた場合には、納品完了後であっても、受託者は速やかに訂正しなければならない。このことに要する経費は受託者の負担とする。

10. 秘密の保持

受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報について、細心の注意を払うものとし、いかなる場合にも情報の漏洩をしてはならない。

11. 納入場所

本業務の納入場所は松島町町民福祉課とする。

12. 委託業務の内容

（1）障害者等の現状の把握調査（基礎データの収集・整理・分析）

障害者の現況、障害福祉サービスの利用状況、障害者を支える地域資源等を把握する。あわせて 65 歳以上の障害者が利用する施設等の状況や介護保険施設等との連携状況等を把握する。

【主な調査項目】

- ①障害者をめぐる施策動向
- ②人口の動向

- ③障害者（児）の現況動向の把握（障害種別人数の動向）
- ④本町の概要、社会経済的特性や域内福祉資源等の把握
- ⑤訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、サービス利用計画作成等障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の利用実績（障害種別・サービス別）
- ⑥地域移行、就労移行の状況把握
- ⑦データ分析結果からみた現況課題と将来動向のとりまとめ

（２）関係団体等ヒアリング調査の実施

障害者団体（その家族介護者等を含む）、関連ボランティア組織、関連福祉施設、企業等に対して、障害のある人が地域で自立し、普通に暮らせるまちづくりを推進するための課題、及びそのために必要とされる関係者の役割分担（協働体制）について把握する。また 65 歳以上の障害者へのサービス提供における介護保険サービスとの連携体制や課題等については把握する。

（３）現行施策の検証及び実施状況の把握

現行計画における関連分野の施策執行状況や今後の課題・施策方針等を把握するため、関係各課に対し「関連施策評価調査シート」の作成を依頼し、その結果をもとに必要に応じて聞き取り調査を実施する。

「関連施策評価調査シート」の作成にあたっては受託者からシート案を提案し、発注者と十分協議のうえ、内容を決定すること。

（４）基礎調査結果のとりまとめ、現状問題点と計画課題の検討

これまでの基礎調査結果を総合的に勘案し、現状問題点と計画課題の検討を行う。

（５）障害者福祉施策に係る先進事例の提供

障がい者・障がい児施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は、類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体の人口、担当部局名、目的・特色など含む先進事例を少なくとも 30 以上収録すること。

本事例集の作成にあたっては、受託者が既に自ら収集・編集している先進事例等を基礎資料とし、それらを再編纂・整理のうえに取りまとめるものとする。

成果品は冊子として納品し、第 1 回の策定委員会で参考資料として提示するため、同委員会の 1 週間前までに納品すること。

（６）計画対象者の推計、主要事業の目標量、サービス見込量、費用の見込み等の設定

障害福祉計画に係る人口、障害者数、サービス事業量等の主要指標について、過去の傾向値や地域ニーズを勘案のうえ、発注者と協議し、年度ごと、サービスごとの見込量の設定を行う。

なお、見込量等の設定においては現在の利用者数を基礎としつつ、障害者のニーズ、近年の利用者の伸び、国・県の整備方針を踏まえながら、必要な見直し・設定作業を行う。

また障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備等については、国の基本

指針に基づき、同計画内に障害児サービスの見込み量や提供体制の確保に向けた目標等も盛り込むこととする。

さらに 65 歳以上の障害者においては、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、基本的には介護保険サービスの利用が優先されるなど、サービス見込量等の設定において関連性が大きいことから、高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画の策定と緊密に連携し業務を行うこととする。

(7) 第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画骨子案の作成

これまでの調査結果を踏まえて本計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し内容の協議を行う。

現行計画の基本理念や施策体系を踏まえ、目標量達成のための重点的事業を検討し、重点目標の設定を行う。計画骨子案は策定委員会等からの意見等をもとに、計画素案として提出する。

施策の検討にあたっては、障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行や連携体制、利用者負担の在り方をはじめ、障害を持つ高齢者等を地域全体で支えるための仕組みについて、国の社会福祉制度の動向を踏まえつつ検討すること。

(8) 計画案としてのとりまとめ、内容調整・確定

計画素案の審議を経て、内容が確定した後、「松島町第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画」として、関連電子データとあわせ印刷原稿(印刷物、印刷電子データ)を納品するものとする。納品物・成果品の詳細については、後述の 13. 成果品に記載のとおりとする。

(9) パブリックコメントの実施支援

計画案がほぼ確定した段階でホームページ等を活用したパブリックコメントの実施を支援(実施アドバイス、意見への対応策の作成等)し、結果を計画案へ反映する。パブリックコメントの実施時期については、発注者と協議のうえ決定することとする。

(10) 計画案の校正

本町で確定した計画案の校正を行う。校正に関しては、以下の点に留意し、専門の構成員が実施し、印刷前原稿として納品すること。校正は以下のとおりとする。

- ①漢字、カタカナ、ひらがなの表記の不統一を指摘
- ②仮名づかい、送り仮名の表記の不統一を指摘
- ③法令等の引用(名称や条文に誤りがないか)を確認
- ④「編」「章」「節」「項目」等の格の不統一を指摘
- ⑤英数字の全角、半角について確認
- ⑥記述の重複及び文意、文脈等の乱れを指摘
- ⑦文頭の不揃いやインデントの付け方の不統一を指摘 等

(11) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（２回程度）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。また計画策定委員会では受託者において録音を行い、後日議事録を全文訳で作成し、出力紙１部及びデータ納品することとする。会議時間は２時間程度を想定。

(12) 法律改正及び例規改正等の情報提供と支援

関係法令の動向や概要、条文等の情報提供、例規整備FAQ、他団体の事例提供など、本町に必要となる情報提供を随時行い、例規等の改正が必要な場合は支援する。

13. 成果品

本業務の成果品はすべて発注者に帰属し、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。成果品は次のとおりとする。

①松島町第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画（骨子案、素案、原案）

※いずれも電子データ納品

②松島町第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画（本編・印刷製本）

※Ａ４判、１００頁程度、表紙４色、本文１色、ダイレクト印刷、１００部

※本町ホームページ掲載用に加工したPDFデータも納品すること。

③計画策定委員会に係る会議資料及び会議録全文訳（出力紙１部、データ納品）

④法律や制度などの動向資料、法令改正及び例規整備情報提供（データ納品）

14. 成果品の補修、修正

本業務の完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により補足、修正を行うこととし、その費用は受注者の負担によるものとする。

15. 本業務の受注者資格要件

本業務を受託するにあたり、受注者は品質の確保及び責任の所在の明確化のため、本町が定めた以下の条件（地方自治法施行令第１６７条の１１第２項の規定に基づく資格要件）を満たしていなければならない。

本業務の着手前に次の条件を証明する書面（認定書、契約書の写し等）を発注者に提出すること。

（１）宮城県内に本店又は支店・営業所を有すること

（２）（一財）日本情報経済社会推進協会「個人情報保護に関する事業者認定制度」による認定（プライバシーマーク：JISQ15001）を取得していること

16. その他

（１）当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、発注者と協議の上、本業務内容を変更することができる。また本仕様書内に明示できないものについては、必要に応じ、発注者と協議し、決定することとする。

（２）本業務において、受託後本仕様書に定める提出書類が提出されない場合及び仕様内容に基づいた成果品が納品されない等の行為があった際は指名停止等の処置を行い、公表すること

も有り得る。